

機関設計の多様化

立教大学教授
松井秀征
MATSUI Hideyuki

本連載は、学習者が比較的取り組みやすい分野である機関から始める。そして初回である今回は、機関設計の問題を扱うこととしたい。

会社法の時計は、1940年代、1970年代、そして1990年代後半から2000年代の動きに合わせることになる。今回、特に注目したいのは、最後の1990年代後半から2000年代の動きである。

I. はじめに

株式会社法の学習において悩まされるのが、複雑な制度の存在である。自己株式取得（会社155条以下）、剰余金配当（会社453条以下）、あるいは組織再編（会社748条以下）に関する制度などはその例であるが、会社の機関設計に関する制度（会社326条～328条）もかなり複雑な制度だと言ってよいだろう。株主総会、取締役、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会、そして指名委員会等の組み合わせにより（会社326条2項参照）、47通りもの機関設計が可能となっている¹⁾。

株式会社において必ず設置しなければならない機関は、株主総会と取締役である（会社295条・326条1項）。要は、出資者において意思決定を行う機会が確保され（株主総会）、実際に業務を執行してくれる者がいれば（取締役）、会社は経営できる、ということである。それにも関わらず、会社法が株式会社に対して様々な機関を用意し、各会社においてその設計を自由に行えるものとしているのは、なぜか。そこには、次のような基本的考え方がある。会社によって、誰に意思決定や業務執行をさせると最

も合理的にこれを行えるかは異なりうる。同じく意思決定や業務執行に対する合理的な監視・監督のあり方も、会社によって異なりうる。そうであるならば、これらの合理的対応を確保するため、各会社において自由に機関設計を認めるのが望ましい、と。

意思決定や業務執行の合理性を担保する制度と監視・監督の合理性を担保する制度との間には、当然のことながら、一定の緊張関係がある。自動車にたとえて言うなら、前者はアクセル、後者はブレーキの役割である。前者の制度を高度化するならば、当然、後者の制度もそれに合わせて高度化しなければならない。特に難しいのは後者の高度化であり、上記に列挙した機関のうち、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会、そして指名委員会等に至るまで、大なり小なり監視・監督の機能が期待されている。その結果が、上記の47通りの機関設計を認めた現在の制度である。

明治32（1899）年に商法が制定されたとき、株式会社に必要な機関は、株主総会、取締役、監査役の3つだけであった。これら3つを併せて置く以外の選択肢は存在しなかったから、機関設計は1通りしかなかった。出資者による意思決定機関、業務執行機関、そして監視機関。とてもシンプルな設計である。これがどうして今のような形になったのか、見ていくこととしたい。

II. 制度の原型

1. 昭和25（1950）年商法改正

第2次世界大戦後にGHQの下で実施された昭和25年商法改正では、取締役会制度が導入さ

1) 伊藤靖史ほか『会社法〔第5版〕』（有斐閣、2021年）135頁以下参照。